

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市基盤部街路計画課) ……
- 建築基準法による道路の指定の変更……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) ……
- 宅地建物取引業法による行政処分……………(住宅政策本部民間住宅部不動産業課) ……
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課) ……

### 告示

●東京都告示第千十八号  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。  
令和五年九月二十五日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 足立区 東京都都市計画道路事業幹線街路補助線街路第百三十八号線
- 三 事業施行期間 令和五年九月二十五日から令和十二年九月三十日まで
- 四 事業地 取用の部分 足立区江北一丁目、江北二丁目及び江北四丁目各地内

### 東京都告示第千十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定による道路の指定を次のとおり変更した。  
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。  
令和五年九月二十五日  
東京都多摩建築指導事務所長

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	令和五年八月十七日	(一) 次に掲げる地番の全部	延長 一五四・八五 幅員 一五・一七
		昭島市中神	九五・六九
		町字西武蔵野	四九・六二
		千三百七十番	六〇・七四
		四地先、同番	幅員

### 東京都告示第千二十号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七

七、同番四十	六〇
九、千三百七	〇〇
十九番二地先	〇〇
及び中神町字	〇〇
東新畑千二百	〇〇
九十八番三十	〇〇
八	〇〇
(二) 次に掲げる地番の一	〇〇
部	〇〇
昭島市中神	〇〇
町字西武蔵野	〇〇
千三百七十番	〇〇
四、千三百七	〇〇
十一番七十一	〇〇
、同番七十三	〇〇
、同番百二十八	〇〇
から同番百三十	〇〇
まで、千三百	〇〇
七十七番一、	〇〇
千三百七十八	〇〇
番一、千三百	〇〇
七十九番一、	〇〇
同番二、千三	〇〇
百八十番一、	〇〇
同番六、同番	〇〇
七、千三百八	〇〇
十一番一、同	〇〇
番四、同番五	〇〇
、中神町字東新	〇〇
畑千二百九十	〇〇
八番四、千三	〇〇
百二番一及び	〇〇
同番二	〇〇

十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年九月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社林商会大東ハウス

(二) 代表者氏名 代表取締役 林 學

(三) 主たる事務所の所在地 板橋区大山西町五十四番十二号

(四) 免許証番号 東京都知事(12)第三三二七三号

(五) 免許年月日 平成三十年九月三十日

二 処分年月日 令和五年九月十三日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第一号

●東京都告示第千二百一十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

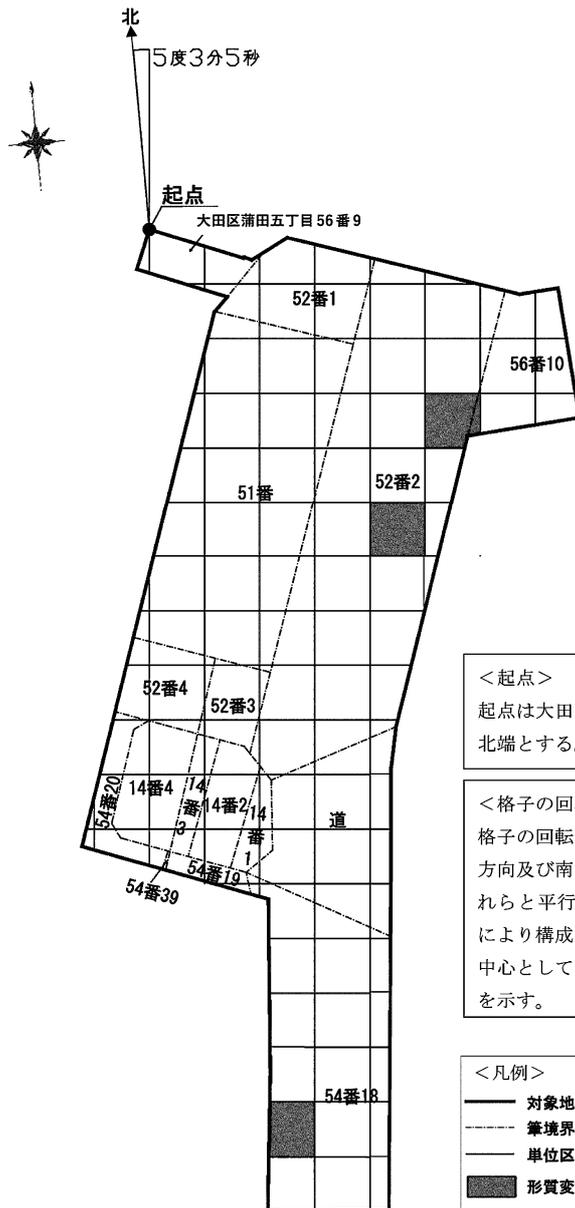
令和五年九月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区蒲田五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



<起点>  
起点は大田区蒲田五丁目 56 番 9 の最北端とする。

<格子の回転角度 5度3分5秒>  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- 対象地境界
- - - 筆境界
- 単位区画
- 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千二十二号

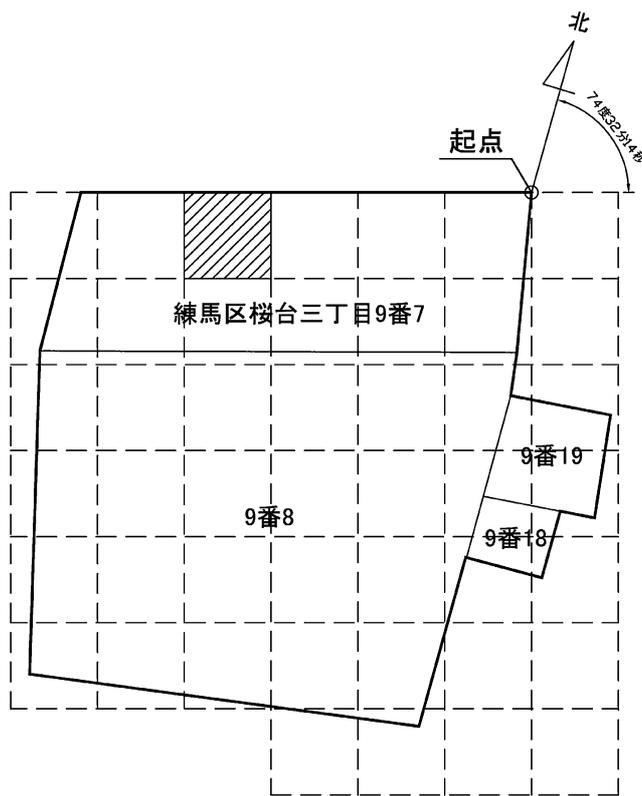
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第九百四十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年九月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（練馬区桜台三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



凡 例

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 指定を解除する区域

起 点

起点は、練馬区桜台三丁目9番7の最北端とする。

格子の回転角度【74度32分14秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年九月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和五年九月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名  
ワナーブラザース スタジオツアー東京ーメイキング・オブ・ハリー・ポッター
- 二 店舗所在地  
練馬区春日町一丁目一番七号
- 三 設置者名  
芙蓉総合リース株式会社
- 四 設置者住所  
千代田区麹町五丁目一番一号
- 五 変更前の店舗名  
（仮称）スタジオツアー計画
- 六 変更後の店舗名  
ワナーブラザース スタジオツアー東京ーメイキング・オブ・ハリー・ポッター
- 七 変更前の店舗所在地  
練馬区春日町一丁目千六百二十四

地 番地一ほか

八 変更後の店舗所在地  
練馬区春日町一丁目一番七号

九 変更日  
令和五年六月十六日ほか

十 届出日  
令和五年九月七日

十一 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十二 縦覧期間  
令和五年九月二十五日から令和六年一月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十三 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年九月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和五年九月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名  
町田ターミナルプラザ

二 店舗所在地  
町田市原町田四丁目一番十七号

三 設置者名  
東急株式会社ほか一名

四 設置者住所  
渋谷区南平台町五番六号ほか

五 変更前の駐車場の位置及び収容台数  
敷地南東側ほか 八十台

六 変更後の駐車場の位置及び収容台数  
敷地南東側 八十台

七 変更前の開店時刻  
午前十時

八 変更後の開店時刻  
午前十時。ただし、一部店舗二十四時間営業

九 変更前の閉店時刻  
午後九時

十 変更後の閉店時刻  
午後九時。ただし、一部店舗二十四時間営業

十一 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時三十分から午後九時三十分まで

十二 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時三十分から午後九時三十分まで

十三 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
三箇所 敷地南東側ほか

十四 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
二箇所 敷地南東側

十五 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行う  
午前九時から午後六時まで

ことができる時間	
十六 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間	二十四時間
十七 変更日	令和五年九月七日ほか
十八 届出日	令和五年八月二十九日
十九 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
二十 縦覧期間	令和五年九月二十五日から令和六年一月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
二十一 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001